

世代間コミュニケーション試論 (その3)

鈴木 剛

目次

はしがき

1. 教育, 世代, コミュニケーション — 序論に代えて
2. 世代論と世代概念
3. 小括と展望 ……以上, 前稿 (その1)
4. 2つの世代概念とライフサイクル論
5. 大人と子供の世代間関係行為の学としてのペダゴジーと世代間コミュニケーションとしての教育
6. 系譜関係としての親子関係 — P・ルジャンドルの議論
 - (1) ドグマ人類学とモンタージュの理論
 - (2) 「語る生きもの」の系譜関係 ……以上, 前稿 (その2)
7. P・ルジャンドルの「ドグマ人類学」における人間の制度的形成の機制と論理 — 系譜・象徴・準拠 ……以下, 本稿 (その3)
 - (1) 「ドグマ」と「モンタージュ」
 - (2) 系譜・象徴・準拠
8. 「第三項」の論理とアイデンティティー
 - (1) 言語と表象の論理
 - (2) 「鏡」と「イメージ」
9. ドグマ的コミュニケーション — 「分割と制定」の論理
 - (1) 三項的なコミュニケーション
 - (2) 「分割と制定」の論理
10. 「西洋が西洋について見ないでいること」, あるいは「文化の孤独」という視点

前稿(その2)⁽¹⁾に引き続き、「世代間コミュニケーション」を論じるに当たり、現代フラ

ンスの思想家、ピエール・ルジャンドル(Pierre Legendre 1927~)の「ドグマ人類学 (anthropologie dogmatique)」について検討する。前回は、「系譜関係 (généalogique) としての親子関係 (filiation)」を論じるドグマ人類学の理論的内容の解明に焦点が当てられた。本稿では、ドグマ人類学の基本概念について再度振り返りながら、ルジャンドル理論の中心的な諸論点、とくに、「第三項(Tiers)」と「準拠 (Référence)」の論理、「鏡 (Miroir) とイメージ (image)」の問題、および、「分割 (division) と制定 (institution)」の論理について検討していく。そして、それらの論理から見えてくる、ルジャンドルにおけるコミュニケーション論批判、言い換えれば、「ドグマ的コミュニケーション (communication dogmatique)」の論理の輪郭を描いてみたい。最後に、そうした論理を支えるルジャンドルの方法意識の特質について、彼の日本講演に拠りながら、若干の検討を行うこととしたい。

7. P・ルジャンドルの「ドグマ人類学」における人間の制度的形成の機制と論理 — 系譜・象徴・準拠

(1) 「ドグマ」と「モンタージュ」

「系譜関係 (généalogique)」として世代関係と親子関係を論じる視点は、人間存在の生成と社会自身の成り立ちとを同時に問う固有の論理をきり拓くことになる。「ドグマ人類学」はこうした点で、稀有な論理をわれわれ

に提供するだろう。

ピエール・ルジャンドルの構想する「ドグマ人類学」については、わが国では数年来、西谷修氏によって精力的な紹介がなされ、理論の全体像が明らかになりつつある。法学、政治学、哲学、人類学、宗教学、さらに表象文化研究等に与える影響力も大きいものと予想される。教育学にとっても——あるいは教育学にとってこそ、と言い得るかもしれない——「ドグマ人類学」の主張内容は、根源的な問題提起を含んでいる。それを「世代間コミュニケーション」の視角から確認する作業が本稿の仕事である。

前稿(その2)においても紹介したが、近年、『ドグマ人類学総説——西洋のドグマ的諸問題』(平凡社2003年)の刊行(*Sur la question dogmatique en Occident, aspects Théoriques*, Fayard, 1999の邦訳)、及び相前後して来日した、ルジャンドル自身の講演記録等⁽³⁾によって、その理論の骨格がようやく見えてきた。一時のフランス現代思想の流行にもかかわらず、わが国でもほとんど注目されてこなかったルジャンドルその人は、ローマ法・中世法制史研究の碩学であると同時に精神分析家でもあるが、その法制史学と精神分析という異なるディシプリンの、いわば独自の統合理論として構想された「ドグマ人類学」は、その主たる考察作業の場であった高等研究実習院(École pratique des hautes études)・宗教部門における講義ノートの中に展開されたものである。それは、『講義(Leçons)』シリーズ10巻としてFayard社から刊行中である。

ルジャンドルの「ドグマ人類学」の仕事は、二つの課題を自覚的に遂行しているといえよう。第一に、人類に共通するドグマ体系=規範的体系が、いかなる論理で成立しているか、その理論的解明。第二に、そのドグマ体系=規範的体系の一つヴァージョンとしての、西洋的法システムの批判的相対化である。一言

でいえば、西洋的な法システムの起源を問いつつ、人間的な普遍条件の探求が課題とされている⁽⁴⁾。その仕事は、人間の外部と内部、制度と自我、社会と主観性とをいわば挟み撃ちにするような壮大な構想から成る。めざされているのは、外在的規範として対象化される「法」研究でなく、人間という種の再生産にかかわる人類学的要素——それは規範、法、制度のみならず、言語、象徴、無意識を含む主体の世界でもある——を内に含む〈法〉研究なのだ、と言えよう⁽⁵⁾。

通常、自明の前提、自明の真理として、それ以上疑う余地のないような一つの命題を、われわれはドグマと呼ぶ。キリスト信者にとって「イエスは神の子である」という命題はドグマであり、近代人にとって「人権の妥当性」もまたドグマである。戦前日本の多くの民衆にとって、「天皇は現人神である」のもまた、ドグマであった。

しかし、このドグマ(根拠のない命題、最後には「信」となる命題)を、遡及ないし背信し続ける能力、「なぜ?」と問い、またその「なぜ?」を問う能力を、われわれ人間は持っている。それが人間の理性なのであり、ドグマ人類学はそこに根拠を持つ、とルジャンドルは言う。したがって、われわれの中の人間的条件を成立させている、こうした構造自体を問うことがドグマ人類学の使命なのだ。端的に表現すれば、ルジャンドルの〈法〉研究の対象は、われわれの生を深いところで規定している規範体系としての「ドグマ」の解明であると言いうるだろう。

ところで「ドグマ人類学」の名は、既存の「生物人類学」、「社会人類学」を、生物学主義、植民地主義(西洋的なものの普遍化)としてラディカルに批判する意識から、挑発的に命名されたものでもあるが、この名の来歴については、最小限の注釈が必要だろう。というのも、ドグマという語は、ルジャンドルが言うように、キリスト教化する以前の、本来

の履歴を持つからだ。ドグマには、たんなる「教条」を超えた語本来の含意が備わっている。「現れる、見える、見せる、見せかける」あるいは、「思われる、よいと思われる、決議する」というギリシア語の動詞、「ドケオー（δοκέω）」に発する「ドグマ」は、2つの含意を持つものだ。第一に、夢と幻想、意見と決断、そして投票を、第二には、名誉、美化、装飾を含意している。したがって、ドグマとは、物事を根拠づける〈法〉や〈真理〉の構成＝フィクション性を意味すると同時に、他方でその表し方にかかわる〈美的なもの〉を、さらには、その〈上演ないし演出の仕方〉を意味することになる。

こうしてみると、物事の根拠づけ＝理由・理性すなわち、「なぜ、と問う」存在者である人間の根拠が、演劇的な、舞台上演にかかわる要素と結びついて、「ドグマ人類学」はあるという点を押さえる必要がある。「上演（mise en scène）」や「劇場化（théâtralisation）」、さらには演劇用語としての「舞台装置術（scénographie）」⁽⁷⁾、そしてもちろん、映画用語としての「モンタージュ＝組立て（montage）」が、ドグマ人類学においては人間形成の重要な理論・概念装置として機能することになるのである。

『西洋的人間の製造（*La Fabrique de l'homme occidental*）』（1996）というドキュメンタリー映画を自ら制作している点にも窺えるように、ルジャンドルのモンタージュの理論は、西洋的な法システムの起源とそこにおける人間形成の特殊性を解明しながら、その考察を通じて、人間的な普遍条件の探求をめざしているものといえよう。これが、「世代間コミュニケーション」論に有効な論理を提供するとともに、今日のエデュケーションや教育理論研究に重要な問題提起をなす可能性を持つ、というのが本稿の展望である。

(2) 系譜・象徴・準拠

まず本節では、世代更新を通じて営まれる人間形成の論理、これを「系譜的關係」ないし「系譜的制度」という視点から展開しているルジャンドルの主張内容について概観しておく。

ルジャンドルによれば、「語る種（*espèce parlant*）」である人間の形成論理は、「象徴的決定論（*déterminisme symbolique*）」によって運命づけられているものであった。社会の更新と個人の主体化との結節点には、「系譜（*généalogique*）」、「象徴（*symbole*）」、「準拠（*Référence*）」というテーマが置かれ、これらが人間主体の「制度的形成」の論理を構成している。ひとまず、こう整理しておこう。

多少、表現を補えば、〈系譜と言葉〉、〈象徴と無意識〉、そして〈準拠と規範〉という3つの系の主題設定の内に、人間の形成過程は構造的に展開しているということだ。この構造的な展開＝組立てが、人間主体の形成というひとつのプロセスのなかで進行している。人間形成あるいは主体のアイデンティティー形成とは、こうした組立て＝モンタージュの作業の過程である、とみなすことができる。

まず第一のテーマ、「系譜と言葉」の問題系である。言語の形成、言葉の獲得は、親子関係という系譜關係のなかで行われる。祖父・父母・子という世代関係、人間の系譜的關係のなかでこれは進行する事実である。「語る主体」になるための特殊人間的な系譜關係と言いうるだろう。しかし、言葉の世界の住人になるとは、一方で近親姦の禁止と殺人の禁止という、精神分析的でかつ人類史的な設定を受け入れることでもある。

したがって、第二のテーマとして、「象徴と無意識」の問題系である「禁止（*interdit*）」というエディプス的な問題設定が置かれる。しかし同時に、主体（子ども）にとっての、殺人の禁止と近親姦と禁止という設定には、次の意味が伴うという点で、ルジャンドルの主

張は際立っている。すなわち、それは、インファンス(infans=もの言わぬ人間)としての状態から象徴秩序へと参入することを通じて、「語る主体」であるわれわれは、まさに〈法〉を設定された主体=人間になる、ということの強調である。

ここから、第三に、〈法〉の主体になるとは、すなわち、規範的存在としての人間となることを指し、社会という準拠すべき水準が問題化されるということである。この人間=社会の系譜的な地点にこそ、〈父 (Père)〉の表象に代表される「準拠」と「第三項」の論理が働いている、ということになるのである。なお、これらの論点にかかわっては、ルジャンドルが、決定的なものとして重視しているフロイトの方法意識、「文化は個人と同じ方法によってはたらく」という観点、および「分割」の論理といった視点から、後述する。

とりあえず、以上の論点を要約すれば、〈言葉〉と〈法〉の世界に参入し、〈禁止〉を受け入れるという、こうした人間形成の〈系譜〉的位置にこそ、制度的人間の誕生の「秘密」がある、ということである。この第一次ナルシズムの発達段階に位置づけられた、制度的人間の誕生について、ルジャンドルは「この第二の誕生は絶対命題としてある」と表現している。

「人間には長い成熟期間が必要なのだが、それは、語る種においては第二の誕生というものが絶対命題 (impératif de la seconde naissance) になっているからだ。つまり、第二の誕生から言葉(parole)の主体が出現し、親子関係の秩序における系譜的地位の下で、人間は自らの場所に到来するからだ。二度目に誕生するとは、言葉(parole)の制度内に生まれることを意味するが、あらゆる社会における生の組織化はこの制度に依拠している。われわれの研究の観点からすれば、これらの問題は、主体が禁止との関係をつくりあげるとい⁽⁹⁾う一般の問題に帰着する。」

人間と人間形成における、生物学的次元、社会的次元、無意識的次元の一体的構造を貫く論点は、「語る主体」という言葉にかかわる問題であり、その設定を支えるいわば土台は、「制度」という主題である。「制度」とは、人間の生が、まず「生の制定(vitam instituere=instituer la vie)」としてある、という主張を表しているのだが、こうした人間の制度的形成のうちに、「系譜」と「象徴」と「準拠」の論理が以上みてきたように構造化されていたのである。

以下では、「話す主体」の言語について注目しつつ、「準拠」の論理、言い換えれば、「第三項」の論理について検討する。

8. 「第三項」の論理とアイデンティティー

(1) 言語と表象の論理

まず、「言語活動のもつ規範的次元(dimension normative du langage)」あるいは、「言語活動の最初の効果としての制度的原理(principe institutionnel en tant qu'effet premier du langage)」などという、言語の規範性⁽¹⁰⁾に関して強調する、ルジャンドルの主張をみてみよう。

「言語活動とその効果」とは、人間であることの署名=証を意味している。言語活動は「第三項」を制定し、そこに規範的效果を生ぜしめる。問題は、なぜそれが、「規範的次元」を生み出すのか、すなわち、規範性という効果を実現することになるのか、その説明論理である。

一般に、ソシール言語学のラングとパロールとの関係で言えば、言語体系をなすラングは、言語活動の具体的実践を規制し、支配する、規範体系を意味している。その限りで、言語はそれ自体、共時的な構造として規範的次元を持つと云う。しかし、ルジャンドルは、規範的な次元の問題を、共時的な

問題としてではなく、発生的なものとして問題化する。すなわち、「制定」という視点がそれなのだ。言語活動＝ランゲージュは、なぜ、この規範的次元を生み出すのか、それを制定すると言えるのか。

発生的ないしは、制度成立的な解答の鍵は、まず、言語活動 (langage) によってわれわれは、事物 (choses) と表象 (représentation) を分離することになる、という点である。それは「話す動物」、人間に固有の機能＝能力なのである。そこには2つの論理が働いている。第一には、言語による主体と事物との分離の論理が、第二には、「人間の分割 (division)」のそれが働いているのである。

まず、「主体」と「事物」とが分離されるに際して、何が議論されているのだろうか。ルジャンドルは、「鏡とイメージ」について説明するなかで、物の「知覚」と「主体」との間には、〈表象〉の介在があること、そしてこの〈表象〉こそが、主体を事物から分かつという点について、次のような説明を与えている。前提には、「言語がなければ表象は存在しない」という主張がある。

「イメージを研究するためには知覚と表象を区別しなければなりません。われわれは、物に直に接続することはできない。物の知覚と主体のあいだには、表象が介在しています。表象は、そのあらゆる無意識的な含みとともに、ひとつの心的な審級としてある。そして、言語がなければ表象は存在しない。言葉のヴェールがわれわれを物から分離するのであって、このヴェールは絶対に剥がれないのです。もしもそれが剥がれてしまえば、われわれは〈理性〉と言語の手前に置かれることになります。⁽¹¹⁾」(強調は引用者)

そしてまた、このようにも述べている。「世界は人間に与えられているのではない、言語によってでなければ、人間を事物から分かつ、自己自身を分割することはできない。」⁽¹²⁾

要するに、人間が言語活動を行うという事

実を通して、人間は世界の内に自他を分かつ。すなわち、事物から自らを分離するのである。その際には、われわれは表象を知覚の間に介在させることで、事物を認識している。それとともに他方では、いわば、自己の中にもう一人の、「他者」としての自己 (=alter ego) を見出し、これを表象することができるようになるのである、と。「事物と主体との分離」、そして、「人間の分割」が言われているのである。そして、繰り返しになるが、重要なことは、言語活動 (langage) だけが、その達成を約束する、ということだ。

このような「主体の立ち上げ」について、ルジャンドルは、たびたびそのニュアンスを「主体の闖入 (irruption)」という表現を用いて説明している。「主体の闖入」とは、主体が社会と個人という枠組みでの把握＝二元論的な方法には帰せられないような、それ固有の方法意識と結びついている。

「言語活動とともに、主体 (le sujet) の闖入が起こるのだが、それは個人の概念には帰すことはできず、あくまで主体のそれなのだ。この言語の構築物としてのモノ社会 (l'objet-société) というべき新たな輪郭のデッサンが、われわれの社会把握の限界を広げ、そして首尾一貫して、問いの手続きの再吟味 (reorientation)⁽¹³⁾ をわれわれに課すのである。ここに、今までにない (inédit) 視界が開けるのだ。」と。

ところで、この「表象との分離」と「人間の分割」とを伴うような、言語活動による「主体の闖入」ないし「出現」という発生的な事態、または制度の制定という事態は、社会が言語の構築物であるという理解＝「テキストとしての社会」論の視点の下に規範の制定とその効果を説明する前提をなし、「第三項」の論理を導く前提をなすものである。それは、鏡とイメージの問題として説明されることになるが、その前に明記しておくべきポイントがある。それは、前稿からもふれている系譜

原理および象徴と無意識にかかわる点である。

「第三項」の論理の考察に入る前に、表象の問題と、さらに「禁止」というエディプス的設定について言われた、「象徴的な決定論 (déterminisme symbolique)」という方法意識について再確認しておこう。主体の立ち上げ、言葉の世界への「主体の闖入」は、同時に「禁止」の制定の受容である。次のルジャンドルの記述を再び引用する。

「もし、禁止の論理が、この点で言語活動の現象と、つまりはパロールによる不在の表象 (représentation) と結びつくとするれば、それは禁止の論理が制定されるべき言語活動の本質をなすからなのだ。言語活動 (langage) は、事物 (choses) に命名することによって、われわれを事物から分離する。同時に、この事物とのわれわれの分離は、語る主体の名の下に事物を制定 (instituer) するものであり、かつ、この事実から、われわれの分離 (notre separation) は、諸カテゴリー——それが事物の名前を書き留め (relever)、事物の間に各自を分割 (diviser) させる理由を書き留めるのであるが——についての社会的言説 (discourse social) の主体として、自らを制定するものである。言語活動による、最初の暗がりからの離脱 (s'arracher)、始まりの恐怖の乗り越え、象徴交換の中への参入、こうした人間的な企てのすべてが、件の社会の中での言説と語りの創設原理としての制度原理を機能させているのである。この意味で、われわれは象徴的な決定論という一つの立場に立っている。⁽¹⁴⁾」

こうして、言語活動の内にある「表象」の論理は、「禁止」の論理、「象徴と無意識」の論理と不可分であることがわかる。この「象徴的な決定論」(モンタージュの理論)が採用する理論的な枠組みは、いまひとつの中心的な論点である、言語を前提とする「準拠 (Réf-érence)」と「第三項 (Tiers)」の論理、すな

わち規範性効力の構築の論理によって、さらに補完されねばならない。これについて、以下、項を改めて取り上げることにしよう。

(2) 「鏡」と「イメージ」

言語活動は、なぜ規範的な次元を生むのか。ルジャンドルは述べている。

「組立てがあるのは、フィクションがあるからである。フィクションがあるのは、ことばが表象のメカニズムとその無意識的な次元を前提とするからである。これらすべてを制度的次元において結びつけるもの、それこそ他性の次元を出現させるメカニズムだ——それは〈準拠〉のメカニズムであり、先に指摘した言説の第三の場所である。⁽¹⁵⁾」(強調は引用者)

組立て、フィクション、表象と無意識、これらを「制度的次元」(すなわち主体/社会の統合的な次元)において束ねるものが、「他性の次元 (dimension de l'alterité)⁽¹⁶⁾」を生み出す「準拠」のメカニズムなのだと言っている。「他性の次元」とは何か。それを生み出す機制とは何か。

ここで、〈鏡とイメージ〉という問題系の理解が重要となる。ナルシスの神話にふれて、ルジャンドルは独自の解釈を展開する。鏡は私を映す。鏡によってイメージ(像)が立つ。鏡によって、私とイメージ(自己像)が分割される。見る私と見られるイメージとの関係が生じる。鏡を見る自己(主体)と鏡に映った自己のイメージ(像)の関係をどう理解するか。

私とイメージの間の隔たり・隔絶こそが、鏡自体によって作り出されるものだ。だが、その隔たりなしには、見る私と見られる像との関係は生じないし、両者の関係はとり結べない。このイメージの自己同定をめぐる鏡の位置自体が、「準拠」であり、「第三項」の論理を説明しているのである。

言い換えれば、ルジャンドルはこの一見自明に思える自己同定の事実を、ひとつのメカ

ニズムとして説明しているのだ。つまり、そこには、鏡に映る像の「イメージの他性」が強調されているのである。もしかしたら、イメージ（像）は、自分ではないかもしれない。「他人」のそれかもしれないイメージを、あくまでも「私」のそれとして受け入れている事実がある。そこに、ドグマがある。

すなわち、イメージを経由してしか、自分が何者かを知ることができない、自己を同定することができない、ということ。鏡に映る像としての私を、「これ（イメージ）はお前だ！」と告げるものが、鏡という存在の「位置」なのである。その鏡が、この指令＝「それはお前だ！」という自己同定の機能ないし機制を「分割と制定」の論理を介して作動させていることになる。「それがお前だ！」という通告は、まさに原初的なドグマとして働いており、ドグマ的秩序として作用している、といえるのだ。

結論しよう。鏡は、私とイメージとを分割し、かつ「それはお前だ」という通告によって、両者を結びつけ、自己同定（制定）させる「第三項」に他ならない、と。こうしたイメージという「他性の次元」を介した自己同定の作業が、「準拠」の論理であり、「第三項」の論理ということになる。

「イメージ、それはドグマである。」⁽¹⁷⁾と、ルジャンドルは言い、また「鏡の支配」⁽¹⁸⁾とあえて表現しもある。それは、「主体がその真理に同意するにあたっていかなる証拠も必要としないイメージの明証性を通して、ドグマ的な関係を浮き彫りにしている」⁽¹⁹⁾ことの端的な表現なのである。それはまた、「フィクションによって支えられた明証性の次元」でもある。

こうしてルジャンドルは、ナルシスの神話のひとつの解釈を通じて、理性に向けて人間が歩みだすための条件の3つの要素として、「主体」、「主体を分割する鏡」、「主体に送り返され、主体がそこに自分自身を認めるイメージ」を挙げ、これら3つの要素〈主体・鏡・

イメージ〉が、アイデンティティー（自己同定）の形成と本質的に不可分のものであり、かつ、この論理が言語活動という人間的な領域に展開する、と主張する。

「分割する審級としての〈鏡〉」⁽²⁰⁾は、言語をもつ人間の制定のための、規範的効果を生み出す「第三項」の位値を占める。

それ自体は関係的にのみ把握しうる言わば空虚な点であるが、規範性の根拠を保証する。そして「演出」という契機が、その機能のためには不可欠のものとなる。

9. ドグマ的コミュニケーション——「分割と制定」の論理

(1) 三項的なコミュニケーション

これまで、人間にとっての言語の作用の固有性を論じるルジャンドルの議論から、表象と無意識に関する論点、そして鏡像論を介した「第三項」の論理について眺めてきた。「イメージ、それはドグマである」という、一見してわれわれにとっては、理解不可能な命題は、これまでの検討作業のなかで、ある程度理解されたと思われる。鏡に映る像をわれわれはふつう、私の像だとして、敢えて信じることもなく、受け入れることだろう。「イメージ、それはドグマである」からだ。

しかし、その事態とは、一体、何を物語ることになるのだろうか。あのロルティ事件について答えるルジャンドルの次の物言いが、われわれの理解を助けてくれる。

ルジャンドルが、ロルティ事件の裁判に、犯人の責任能力を問うために専門家として介入したことを思い起こそう。「ケベック州政府は父親の顔をしていた」から「政府を殺そう」と思った、と犯人ロルティは証言する。ドグマ＝表象の論理が、「第三項」の論理、イメージと他性の論理を介し、この犯罪と犯人の責任能力の関係を問うことになったのである。事件に言及してルジャンドルは、「イメージ、

それはドグマである」という主張について、次のように平易に説明している。

「鏡に自分を映すと自分がわかります。そう思うわけです。そう思うことは避けられません。ドグマとは、まさにこれ、つまり、そう思うことが避けられないもののことです。ドグマという概念は、表象の主体的かつ主観的な組立への関係をめぐって、人間的な信という問題を開くわけです。複雑だと思われるかもしれませんが。こうした組立は無意識に根を張っているのだからなおさらです。根底的な問題を呈示しているのは、ナルキッソスの神話です。イメージの他者とは誰なのか。それは、わたしなのか、わたしとは別のものなのか。アイデンティティーはそこで作用する。⁽²²⁾」

二児の父親であるロルティ伍長による犯罪が、「父のイメージ」の崩壊——それは彼の親子関係と生育暦に起因していた——に関連していることは明らかであった。ルジャンドルによるドグマの論理の適用は、この場合、ロルティ個人になされているというより、その事件を生み出した「社会」にこそ、なされていると言いうる。というのも、ある種の精神分析治療が個人の症状を消失させるように、このケースでは、犯罪という社会の「症状」に対して、「治療的介入」がなされた、とみなすことができるからである。

この点に関して、精神分析家の十川幸司は、「限定責任能力を認め、「裁く」ことがロルティにとっても社会にとっても望ましい」としたルジャンドルによる弁護士への助言は、ドグマ人類学の「決疑論 (causistique)⁽²³⁾」からなされており、「ドグマ人類学の見事な応用例」である、と述べている。彼はまた、「このような確で勇気のある介入を、明確な根拠に基づき行った精神分析家はルジャンドル以前にはない⁽²⁴⁾」と付け加え、いわゆる応用精神分析とは次元の異なる「介入」がなされたと指摘する。それは(ドグマ的)「精神分析」と「社

会」との「通路」を「もっと本質的な形で呈示した」新しいかわり方であり、かつ、その「通路」の役割をなすものが、他ならぬ「法」及び「制度」に対する思考であり、その点から精神分析が、法学との内在的な関係を持っていることを認識すべきだ、と十川は述べる。

そこで、以下では、個人に適用されてイメージされる観のあった、ドグマの論理を、むしろ文化や規範体系、さらに言えば、社会とコミュニケーションの問題に重点を移してみたいと思う。それは、社会における「第三項」の論理であり、「準拠」としての社会を捉える論理であり、三項関係のコミュニケーション論と呼ぶことができるものである。

ルジャンドルは「ドグマ的コミュニケーション」という表題の下に、三項関係を論じ、またその下に、主体/社会の「分割と制定」という問題を論じているのであるが、まずは、われわれのうちに作用しているとされるフィクション、「鏡の審級」というドグマ的秩序の機制が、言語の作用にこそ貫徹している様を初めに想起しておこう。

「ドグマ的秩序、そこからあらゆる社会における禁止の編成がもたらされることになるのだが、それはつまるところ、言語活動の第三項を制定し、それに規範的効力を生み出すという点に帰着する。自己に対する視線の西洋的なスタイルに起因する諸々の理由から、コミュニケーションの理論はまさにこの点で根本的に誤りを犯している。⁽²⁶⁾」

人間の言語活動は、人と人、ないしは、人と物との間に三項関係を取り結び、そこにまた、規範的な効果を生む。そこに規範性が定められるのだ。そこには、一般にコミュニケーション概念に付きまとう二項関係図式への批判があるとともに、「第三項」としての規範的世界の立ち上げ、規範体系としての文化の制定の問題が問われているのである。

ルジャンドルは、一貫して「儀礼 (rite)」について強調するのだが、その際にも、「われ

われの交わりは天空にある（Nostra conversatio in coelis est⁽²⁷⁾）として、言葉・言語に由来する三項関係と規範性の場について示唆的に語っている。

その意味するところは、「つまり、個人と社会の審級は決して決闘的＝双数的な関係にあるのではなく、言説によるその絆は第三の要素、つまり、この言説の真実性と権威を定礎する真理の神話的場所の代弁者を含むのだということである⁽²⁸⁾」。

このことは、「社会」というものを実体化するのではなく、人と人の相互性に還元するのではなく、社会を言説のモニタージュ＝組立てとして、すなわち、テキストとして理解するという視点を提起している。その意味は、ルジャンドルをして言わしめれば、社会を個人の集合とか、「主体が集合した魂」とか、「集団のマグマ」とかいうような、社会／個人の二元論的な把握をやめること、そしてあくまでも、「ドグマ的な組立て」において、「第三項」の設定を行う三項関係のコミュニケーション論として把握されているのである。それは、「儀礼」が必要とする機能を正しく理解する視点でもある。ルジャンドルはそれを、「第三の審級（instance tierce⁽²⁹⁾）」と呼び、また「超越的で神話的な本質の場」と呼ぶ。たとえば、「儀礼」における「社会的第三項」について、ルジャンドルは次のように言うのである。

「本質的な概念、社会的第三項は、こうして次のような主張に導かれる。人間コミュニケーションは純粋な二項図式、諸個人のないし諸個人の集団における相互性に行き着くのではなく、三項関係の審級メカニズムを意味するのだと。すなわち、第三項が、象徴化された無の人類学的なイメージを持つならば、そのこと（三項関係メカニズム）が、この無を象徴化するための社会的手続きを含んでいる。西洋的なタームでは、宗教がその入り口をなし、それによって基礎的隠喩のすべてが人間に強いられる教義＝カルトの形式の下で

実践されるのだ。今日では、この隠喩は科学にあたるものである⁽³⁰⁾。」

この規範的效果をもたらす「第三項」という、新たな審級を導くメカニズムには、本稿でみてきたように言語、禁止、無意識、象徴、系譜が位置づいている。それらは、構造化されてある。すでに見てきたように、ルジャンドルはその構造的なメカニズムを「象徴論的な決定論」と呼んでいた。そのプロセスは、人間と社会の組立て＝モニタージュなのであるが、それは、人間と社会との相互作用でもなく、諸個人の相互作用でもなく、何よりも言語作用の規範的なありようを形成＝制度化するドグマ的論理であると総括できる。

その際、方法論的に前提されているのは、フロイトによる示唆、「文化は個人と同じ方法によって働く⁽³¹⁾」という視点である。それは、ルジャンドルにとっては、「禁止」の概念を「社会的かつ主観的カテゴリー」として、彼の「人類学の中心問題」として掘り下げることになったその視点に他ならなかった。この点を次に考察しよう。

(2) 「分割と制定」の論理

二項関係的なコミュニケーション理論、ないし「個人／社会の弁証法の通念」を克服し、「コミュニケーションの一般理論の領野を広げる⁽³²⁾」ものこそが、「禁止」である。言うまでもなく、フロイトの精神分析がもたらした巨大な一歩が、禁止と無意識という問題設定であり、とりわけその文明史的ないし「制度的な刻印」の側面に目を向けるべきである、とルジャンドルは捉える。要するに、「禁止」の持つ意義が、個人の発達成長という場面や主観性の水準にとどまらず、社会における系譜的意義や文化＝社会規範的な水準において理論化される意義を言うのである⁽³³⁾。

すでに、人間の制度的形成の機制が、言語を軸に展開される、系譜・準拠・象徴という問題系の構造化されたものだという点は、こ

れまで特に、前章において検討してきたことがらである。ここでは、その問題を、改めて「禁止」がもつ「分割の法」のフロイト的な問題設定と、そのルジャンドル的なアクセントについて確認しておきたいと思う。「有用なコミュニケーション(communicatio utilitatum)」という中世の用語を引き合いに出しつつ彼は、「では一体、人間にとって有用なコミュニケーションとは何か」と問う。

答えはこうである。それは、禁止によって人間の生にもたらされる言葉であり、かつ、そうした言葉の関係に入ることによって、主体それ自身の存在を獲得しうるような、そうした質のコミュニケーションに他ならないのだ、と。それが、人間としての「差異化(differentiation)」を保障するものであり、言わば「人間化」を意味するものだ。人間の制度的形成とは、この「有用な」コミュニケーション主体として組み立てられることに他ならない。フロイトの禁止概念の人類学的な練り上げは、まさにその場を担うものなのである。

「分割 (division)」が、ここでの鍵概念になるだろう。「分割」とは何か。ルジャンドルはそこに、3つの説明を与えている。

第一は、現前／不在をめぐるフロイトの問題設定に由来する論点である。子どもの「for/da (いないーいる)」の遊びの観察から得られたフロイトの解釈は、われわれには馴染み深い「いない、いない、バァ」の体験の意味理解として引き取られよう。そこで主体が経る「象徴的空虚の経験」は、「対象の消滅が決定的な消滅や主体の死活にかかわる損壊を意味するものではないと納得する⁽³⁴⁾」という意味で、重要なのである。これが、一方で、母—子の原初的融合の切断と近親姦の禁止への土台を与え、他方で、事物の物理的現前の表象を単なる表象へ置き代えることを可能としている。「いま、そこにはない」ものを表象として現前させること。これは、「現前／不在の二項の⁽³⁵⁾区別とその弁証法とを強制する分割の法」で

ある。このことを通じて、われわれは「禁止」との関係を表象のなかでのみ実現＝作用させるのである。

第二は、主体が因果関係のなかへと導入される（理性の圏内への参入）という論点であり、見方を変えれば、それは「起源」への主体による問いの発生であり、主体が「起源の光景」を象徴的表象の下で因果的に考えることになる、という問題である。これは、人間の思考の人類学的起源をなし、世界との象徴的なコミュニケーションの前提でもある。精神分析では、この因果関係の問題設定は、「父 (Père)」の表象に通じている、とルジャンドルはいう。鏡像段階でのこの事態は、ラカンによれば、「シニファンの代入」としての「⁽³⁶⁾掟」の原初的象徴化」に対応するものであろう。

第三には、主体が言説の宛先に自己を認知する、という点である。それは、自分が他者に語りかけるにせよ、自分に語りかけるにせよ、そのメッセージに「他性」を認知することであり、自己の発話であれ、他者のそれであれ、「他者の表象」を言葉＝言説のなかに見出すことに他ならない。自己発話、つまり「語る自分」の状況にあっては、そこにメッセージを語る主体とともに、それを聞く主体が「分割」されてあることになるだろう。

以上、「禁止」は、こうした分割における3つの契機を含んで理解される必要があるが、それと同時に、ルジャンドルが「禁止 (interdit)」という語を、「あいだに置かれる言 (dire d'interposition)」と解釈して見せ、さらに、「言葉を演出する (mise en scène) 言」として定義している点を思い起こそう。それは、「禁止」という語が、「分割」による人間の「主体」の立ち上げ＝差異化という論点を本質的＝起源的に含みもつ点を示唆している。すなわち、主体と起源のいまだ定まらぬ混沌とのあいだ（に置かれた状態から）の分割と差異化、起源への問いと因果関係の表象、母と子の分割、言葉における自他の表象の分割で

あり、分割による「無」「混沌」からそれらへと向う「演出」なのであった。そういう意味で、「禁止」とは「言葉を演出する言」に他ならない。

ところで、さらに重要な点は、「分割」の論理は「制定」の論理と対を成すという点だ。前節においてわれわれは、〈鏡〉が主客を分離する、正確には、わたしとイメージとを分割することで、初めて「第三項」を制定する、という論理をみた。自己のなかの「人間の分割」が、「イメージの制定」の論理を導くのであり、「他性の次元」を介して自己同定を可能にするのである。それは、規範の効果の構築を導く論理であった。このように、分割と制定とは対を成して、規範の構築を導くのである。

ルジャンドルの来日講演の一つ、「話す動物とは何か」において彼自身がスケッチしているように、「分割」の側には、言葉、心身の分割、鏡が、「制定」の側には、規範、系譜的秩序、家族、「テキストとしての社会」が置かれ、対を成して論じられ、「人間の組立て」の論理が明らかにされている。そこには、われわれ人間が「話す動物」であるという、アリストテレスへの依拠と同時に、その「表象の論理」による「乗り越え」というモチーフがみえるのであるが、ルジャンドルはそこで、言語における「分割と制定」の問題を印象深く語っている。人間という存在が言語によって「分割された動物」であるとともに、同じく言語によって「制定された動物」であること、このことについてひとつの格言を引きつつ述べている。

「牛を繋ぐには角をもってするが、人を繋ぐにはことばをもってする」。17世紀フランスの法学者アントワーン・ロワゼール (Antoine Loyal 1536-1617) という人の言葉である。

この格言は、近代西洋の最も特徴的な制度である「契約」を定義したものである。それは、リベラルなイデオロギーを表すとともに、

他方では強制という要素を、「自由を妨げる何か」を表している。牛の角を繋ぐ木片のように、人間を繋ぐ言葉には、人間を疎外する何かがあるが、しかし、言葉で繋がれるとは、人間にとって身体的な次元を超えた何ものかがある、とルジャンドルは述べる。

この人間を他の動物と区別する「言語という紐帯」の深いとらえ方の出発点に、アリストテレスが位置づくことになる。『政治学』第2巻第1章において、アリストテレスは、人間の本質を「政治的動物」とする根拠に、人間がロゴス（言葉）を備えた動物である点を挙げた。人間はロゴスをもつが故に「政治的動物」である。しかし重要なのは、その間にある、それらを繋ぐ論理である。

ロゴス（言葉）とは、理性への関係、因果性の表象を意味する。ロゴスをもつ動物とは従って、「理性的な動物」であり、「なぜ」という問いを抱えた動物だ、とルジャンドルは言うだろう。それ故に、人間は、思考—善悪や正義を思考することを通じて、家族と国家を形成する、そうした「政治的動物」たりるのである。ルジャンドルによれば、この人間という「動物がもつ他性に向き合う」こうしたあり方を、アリストテレス哲学は「文化の作業」として理解している、と意味づけられる。すなわち、それは、「人間が、みずからを差異化することによって自己を同定し、自分自身を認知するためのカテゴリーを打ち立てるとい作業」⁽³⁸⁾に他ならない、というのだ。

こうした、アリストテレス的な行き方の合理主義的な枠組みは、ルジャンドルによれば、さらに表象の論理＝ドグマの論理によって結果的に乗り越えられるべきものである。だが、ここで確認すべき点は、人間と社会の双方を、すなわち「政治的動物」と「家族、国家」とを、「言語（ロゴス）という紐帯」によって「分割」かつ「制定」される関係的存在として把握している点であろう。

では、アリストテレスの合理主義的な行き

方を、ルジャンドルはいかにして乗り越えるのか。その方向が、表象の論理＝ドグマの論理を支える方法意識に他ならない。限られた視点からではあるが、その主題について最後に述べておこう。

10. 「西洋が西洋について見ないでいること」、あるいは「文化の孤独」という視点

ルジャンドルが、2003年10月に初めて日本を訪れた際、最初に行われた講演テーマが、「西洋が西洋について見ないでいること (Ce que l'Occident ne voit pas de l'Occident)」であった。人間は、イメージという他性を介してでなければ、自己同定できない、自分とは誰かがわからない、あるいは主体となれないという、一人の人間、ないし一個の個体における論理が、まさに、「西洋」というあるひとつの文化と社会についても当てはまる、という問題意識がこの講演で語られたのだった。それは、「文化は個人と同じ方法によって働く」というフロイトの方法意識でもあり、ルジャンドルは決定的にこのことを重視している⁽³⁹⁾。

「西洋が西洋について見ないでいること」、すなわち、ある文化・ある社会は、自己の内に「根底に無知を含んだ」存在であるということ、そこには「無知の根底を抱えた構造的な孤独」とも言うべきものがあるということ。それは、「文化の孤独」と一言で表すこともできるものだが、そのことの自覚的な方法について語られたのが、この講演内容であった⁽⁴⁰⁾。

それは、他ならぬ「ドグマ人類学」という、西洋というひとつの文化と社会から生み出された方法、西洋人P・ルジャンドルの視線から把握された自己分析である。西洋的な法システムの批判的相対化の方法も、その意味で、西洋的なものではあるが、しかしその視点を通してのみ、人間的普遍条件は探求できる。こ

うした、自己限定、自己分析の有効性についての、日本の聴衆への、これは問題提示であった、と云うるだろう。「西洋が西洋について見ないでいること」、それを見る方法を設定する際の「空虚」の自覚、「文化の孤独」あるいは、「無知の根底を抱えた構造的な孤独」の意識化作業が、西洋的なドグマ人類学の普遍性を担保するものなのだ。

ルジャンドルはその講演で、「西洋について (de l'Occident)」という表現について語るなかで、ローマ教皇が、コロンブスによる新大陸発見を承けて、カトリック諸王のあいだでの領土分割を行う歴史にふれている。それは、「キリスト教普遍帝国」の名の下に、教皇アレクサンデル六世が書翰を発し、アゾレス諸島を通る子午線の東に、世界を東西に分割する境界を引いた、1493年の史実についてのコメントである⁽⁴¹⁾。

西洋的な科学＝実証的な歴史学が、この東西の分割線の設定の歴史について見ようとしていない問題こそが、この「文化の孤独」、無知の根底を抱えた構造的な孤独、すなわち、「西洋が西洋について見ないでいること」を対象化しえない状況の表れなのだと、ルジャンドルは述べるだろう。西洋と東洋とを分割するこの作業が、「血を流すことも辞さない」近代的な統治技術（経営管理機能）を生み、かつ、「法権利 (droit)」という技術を生み出すこと、この歴史こそ、ヨーロッパ世界が、全世界を「西洋」という〈準拠〉すなわち「第三項」に向けて改宗させようとする企ての歴史であったことを指摘した後、ルジャンドルは次のように言う。

「けれども、社会についての歴史家の知というのは、実証的で、すべてを明るく照らし出そうとする知です。だから、原理的に明るみを逃れるような小暗い点、つまり、文化の〈鏡〉に対する人間の関係の盲点とも言うべきものを検討する手立てがないのです。」⁽⁴³⁾

こうして、文化的無意識、集团的無意識の

存在を自覚し、対象化するという「方法」が、「ドグマ人類学」の使命として立ち上げられることになるだろう。ここに、〈鏡〉というメタファーが示唆され、文化＝鏡を見ることを通じた、イメージの形成が、すなわち文化的アイデンティティーの真正な確認が求められてくる。

「文化は、一個の〈鏡〉として、われわれ一人ひとりに人間と世界についてのイメージを提示します。ここで論じるアイデンティティーとは、そうしたイメージとの関係において理解されるものです。」⁽⁴⁴⁾

ルジャンドルは、その西洋的文化のアイデンティティーの確認作業を次の点に求めているのであった。その「仄暗い点」としての「文化の孤独」を問う作業は、ルジャンドル自らの出自を突き止めるための、また彼自身の学問経歴であるローマ法とスコラ学の成立史研究から理解されてきたものでもある。

「近代のこの隠されたメカニズムを把握するためには、中世(12世紀から15世紀にかけて)において加工された諸概念、規範、解釈の手続きといったもののシステムを研究しなければなりません。ローマ＝カノン法(あるいはローマ法と教皇権の結びつき)の制度を考察しなければならないということです。言説のモンタージュを支えたのは、スコラ的と呼ばれている哲学であり神学でした。そしてこのモンタージュこそが、やがて産業的な文化の体制となるものの定礎を構築したので⁽⁴⁵⁾す。」

ルジャンドルによれば、こうしたスコラ的な事実証拠の練り上げ、ことばを操作する技術の誕生、あるいは、ルジャンドル自身が「解釈者革命」と呼ぶ事態にこそ、近代の科学技術的〈理性〉を制定する源泉があると見なされる⁽⁴⁶⁾。

こうして、ルジャンドルは、「文化の孤独」というものについての西洋における意識化を促した。ここに提起された、「ある外部をめぐ

る問題、つまり自己自身の内部にもまた存在している他性⁽⁴⁷⁾の問題こそ、文化・社会においても、個人においても貫かれる論理なのであり、鏡とイメージの問題に他ならなかったのである。

ルジャンドルは、「ドグマ的」とは何か、と問い、それは「幻想と現実というふたつの境位を包摂し総合する言説のシステム」だと、その講演で述べている。文化は、したがって、無意識をも含む「ドグマ的記憶」の堆積物なのであり、系譜的に編み込まれた、ひとつの「テキスト」なのである。かつ、しかしそれは、「不可視の建築」であり、そうしたメタファーとしての「鏡」でもある。いずれにしても、無意識や、幻想や、神話(集団的無意識)を含む、「否定的な次元」が、人間の知と文化を構造化している、という側面に注意が向けられている。そして、何よりもそうした「否定的な次元」の忘却が西洋にはある、と強調されているのである。

「西洋は、知られていないもの、知ではないもの[非一知]、見損なわれているもの、端的に言えば否定的なものの次元が人間を構造化しているということ、またそれが何にもまして話す動物によって構築される自己自身についての知を構造化しているということを見ようとしません。このことは文化にもあてはまります。文化とは、言葉にできないもの、否定的なものを統合しながら、知られざるものを作り出し、それを支えとしながら、みずからを構築し、再生産するものなので⁽⁴⁹⁾すから。」

「文化は個人と同じ方法によって働く」というフロイトの方法意識を強調し、そして一方では、現実の精神分析の展開状況を強く批判しながら、ルジャンドルは「西洋的な文化」と「西洋的な人間」の限界と自己限定とを、自らのモンタージュの理論と制度的形成の論理によって提示しようと試みたのであった。

以上のように、「ドグマ人類学」を支える方法意識について、彼の日本における講演、「西

洋が西洋について見ないでいること」を手がかりに検討してみた。

このようにみえてくると、ルジャンドルが決定的なものとして導入する「禁止」の概念は、まさにそれが「個人／社会の弁証法の通念」を克服し、「コミュニケーションの一般理論の領野を広げる」契機となっていた⁽⁵⁰⁾、と言うほど大きな意味を持っていたことが再認識される。本稿が考察してきょうに、ルジャンドルの「分割と制定」の論理に位置づく「禁止」概念の意義に注目すれば、その意義もまた自ずと理解されることであろう。フロイトが、「トーテムとタブー」において述べた「原父(Urvater)殺し」と原初社会における種族の「禁制(tabu)」⁽⁵¹⁾、および、それとの関連における「禁止(interdit)」についての構造的な検討は、それとして必要な作業であり、残された課題である⁽⁵¹⁾。ここでは最後に、フロイトが自らの方法意識について述べた箇所を引いておきたい。

「まず、第一に、個人の精神生活におけると同様の精神過程が、集団心理においても行われるものだという仮説を、われわれがいたるところで基礎としていることは、だれしも気づくことである。とくにわれわれは、ある行為のために生じた罪意識が数千年にわたって存続し、この行為について何ひとつ知るわけもない世代にあっても作用しつづけるものとした。」⁽⁵²⁾(強調は引用者)

系譜的な地位に占める「禁止」のもつ意義が、改めて重大なものとして理解されるとともに、ルジャンドルの「ドグマ的コミュニケーション」論の問題提起の根拠もまた、ここに理解されるように思われる。われわれの「世代間コミュニケーション」論は、再びルジャンドルの理論を系譜的問題設定の視点から捉え直しつつ、ひきつづき展開されることになるだろう。

(つづく)

- (1) 拙稿「世代間コミュニケーション試論(その2)」、『北星学園大学文学部北星論集第41巻』, 2004年, 29-50頁。
- (2) 例えば、その予兆としては、ドグマ人類学の問題設定を前提に書かれた、法学・政治学研究、アラン・シュピオ「人権——信(credo)か人類共有の資源か」(『思想』, 岩波書店, 2003年, 7月号に掲載)が、挙げられよう。なお、アラン・シュピオは、労働法の専門、ナント大学教授。
- (3) 西谷修編『〈世界化〉を再考する——P・ルジャンドルを迎えて』(東京外国語大学大学院21世紀COEプログラム「史資料ハブ地域文化研究拠点」研究叢書), 2004年。および、P・ルジャンドル著、森元庸介訳・西谷修解題、『西洋が西洋について見ないでいること——法・言語・イメージ【日本講演集】』, 以文社, 2004年。
- (4) 社会学者の大澤真幸氏も、ルジャンドルの来日講演の際、そうした捉え方をコメントで述べている。前掲、西谷修編、『〈世界化〉を再考する——P・ルジャンドルを迎えて』, 63頁, 参照。
- (5) 法研究という場合の「法」とは、ここではフランス語でいう、droit と loi の両方の観念を含んでいる。人間の定める法規範という意味では前者だが、これは同時に「権利」をも意味する。後者は、「法律」を含意すると同時に、一般に「掟」や「法則」を意味している。大事な点は、ルジャンドルの「法」概念が、そうした訳語上の区分を超えて、無意識を含めた主観的世界と社会との双方の通路を持って設定されていることだ。精神分析が、法学とアナロジカルにその概念を使用している点は、記憶されてよい。例えば、「審級(incetance)」などが、それだ。
- (6) 最近のルジャンドルのテキストでは、この語が意識的に使用されている。Pierre Legendre, *De la Société comme Texte, Linéaments d'une Anthropologie dogmatique*, Fayard, 2001, p.18.
- (7) また、ルジャンドルの編集による「親子研究のためのヨーロッパ研究所」の最新の共同研究報告とその序文には、この語が使われている。Édités par Pierre Legendre, *Travaux du Laboratoire Européen pour l'Étude de la Filiation*, 3, 《Ils seront deux en une seule chair》, *Scénographie du couple humain*

- dans le Texte occidental*,
Émile Van Balberghe Libraire, Bruxelles,
2004, p.7.
- (8) このテキストも出版されている。Pierre Legendre, *La Fabrique de l'homme occidental, suivi de l'homme en Meurtrier*, Art Edition et les Editions Mille et une units, 2003.
- (9) Pierre Legendre, *Sur la Question dogmatique en Occident. Aspects Théorique*, Paris, Fayard, 1999, p.28-29. 西谷訳『ドグマ人類学総説——西洋のドグマ的諸問題』, 平凡社, 2003年, 33-34頁。
- (10) Pierre Legendre, *De la Société comme Texte, Linéaments d'une Anthropologie dogmatique*, Fayard, 2001, p.10.
- (11) Pierre Legendre, *Sur la Question dogmatique en Occident*. 訳書, 270頁。
- (12) Pierre Legendre, *De la Société comme texte* p.17.
- (13) Ibid.
- (14) Pierre Legendre, *Leçons VI, Les Enfants du Textes, Etude sur la fonction parentale des Etats*, Fayard, p.27.
- (15) Pierre Legendre, *Sur la Question dogmatique.*, Ibid., p.270. 訳書, 239頁。
- (16) Ibid., p.267. 訳書, 239頁。
- (17) P・ルジャンドル著, 森元庸介訳・西谷修解題, 『西洋が西洋について見ないでいること——法・言語・イメージ【日本講演集】』, 以文社, 2004年, 125頁。
- (18) 同上。
- (19) 同上。
- (20) 同上。
- (21) 1984年, 犯人ロルティはケベック州の国民会議に乱入。3人を殺害するテロ事件を起こした。詳細は, P・ルジャンドル, 西谷修訳『P・ルジャンドル第Ⅷ講 ロルティ伍長の犯罪——〈父〉を論じる』人文書院, 1998年, 参照。
- (22) Pierre Legendre, *Sur la Question dogmatique en Occident*, Ibid., p.311. 訳書, 281頁。
- (23) 法学における, 個別・具体的な規則の適用をめぐる議論や研究を指す。これは, 道徳神学の一部とされてきた。ローマ法の研究に始まる法学は, 具体的な規則の適用を通じた, 法規範に関する学問として出発した。ルジャンドルは, 理論研究にあたっては, 体系性よりもこの決疑論的側面を重視する。
- (24) 十川幸司, 「ドグマ人類学と精神分析——〈法〉をめぐる思考——」, 『未来』, 2004年, 3月号。
- (25) 同上。
- (26) Pierre Legendre, *Sur la Question dogmatique en Occident.*, p.27. 訳書。
- (27) Ibid., p. 訳書, 238頁。
- (28) Ibid.
- (29) Ibid., p.267.
- (30) Pierre Legendre, *Leçons VI, Les Enfants du Textes, Etude sur la fonction parentale des Etats*, Fayard, p.30.
- (31) 前出『〈世界化〉を再考する』, 25頁。
- (32) Pierre Legendre, *Sur la Question dogmatique en Occident.*, p.27. 訳書, 33頁。
- (33) フロイトの「トーテムとタブー」がもつ意味は, ルジャンドルにとって決定的である。フロイトは自らの方法について, 次のように述べている。「まず, 第一に, 個人の精神生活におけると同様の精神過程が, 集団心理においても行われるものだという仮説を, われわれがいたるところで基礎としていることは, だれしも気づくことである。」(『フロイト著作集3』, 人文書院, 278頁。)なお, このようなフロイトの方法意識が, 当時の生物学者ヘッケルの「個体発生は系統発生を繰り返す」という主張の影響によるものだ(と言われている)という指摘については, 宮澤康人, 「〈父〉殺しの教育学」, 『教育学研究』, 第68巻・第4号, 2001年, 12月, 26頁を参照。
- (34) Ibid., p.27. 訳書, 33頁。
- (35) Ibid. 同訳書, 34頁。
- (36) ルジャンドルが, フロイトと同様に依拠するラカンの記述に従えば, この事態は正確には, 「ファルスというシニファンへの〈父の名〉というシニファンの代入」と言うべきものであり, それはまた, 「ランガージュへと欲望が疎外される」事態を指す, といえる。こうしたラカンの理解については, ジョエル・ドール著, 小出浩之訳, 『ラカン読解入門』, 岩波書店, 1989年, 99頁を参照。
- (37) P・ルジャンドル, 『西洋が西洋について見ないでいること』, 76頁。
- (38) 同上。
- (39) 既に前章でみたように, 「分割と制定」の論理のうちに, 既にフロイトのそうした議論の解釈がみとれる。そして, 「父殺し」の解釈についての積極的な承認が, 子どもにおける文化の内面化という世代継承の契機として働くことになるだろう。一方でわれわれは, エディプスコンプレックスの「構造的側面」として

の社会的・文化的意義の強調を、ラカンの解釈に見出すことができる。ルジャンドルは、そうした点で、ラカンの鏡像段階論にも依拠しているようにみえる。本格的検討は今後の課題である。

- (40) P・ルジャンドル、『西洋が西洋について見ないでいること』, 39頁を参照。
- (41) 同書, 36頁。
- (42) ルジャンドルは次のように述べている。「西洋は、実証的なもの、透明なものに取り憑かれています。だから、自己についての無知や無理解を、客観的な知識の不足、つまりは矯正すべき不完全なのだと考えます。」(同書, 55頁)
- (43) 同書, 37頁。
- (44) 同書, 30-31頁。
- (45) 同書, 51-52頁。
- (46) 西洋における近代的理性の、または近代の技術的・合理主義的支配の根拠をどこ見出すかは、意見の分かれるところであるが、ルジャンドルは、グレゴリウス7世の「世界を鑄直す」あるいは、「世界の総体を鑄直す」との言を現実化させることになった、「解釈者革命」という歴史的事態を決定的なものとしなす。詳論は別の機会に譲るが、ローマ教皇権に法的な権威の構造をもたらすこととなった、12世紀のローマ法の再発見・復活(11~12世紀に本格化したとされるポローニャにおける研究の展開)に端を発する、ローマ=カノン法の成立が、まさに画期をなすと理解されている。そしてまた、「責任をめぐる決疑論の制定」(注23を参照。), 「過失や罪科についての決定」をめぐる、それが、ヨーロッパ精神にとって実に特徴的な心理学主義の制度的な源泉になっていること、そして、「中世の神学と法学によって論じられることで、抽象的な構築物となった」Etat(国家)という法的概念、および「規格化された量産型の政治的道具立て」としてのその概念に、注目している。「これは、地球規模の使命を帯びることになった巨大な発明」(同書, 53頁)だとされている。
- (47) 同書, 30頁。
- (48) 同書, 45頁。
- (49) 同書, 55頁。
- (50) 注32を参照のこと。
- (51) 宮澤康人, 前掲論文(注33を参照)は、この論点をも含んで、多面的に問題を論じようとしている。なお、同論文は、以下のように結ばれており、今後の本稿の展開にとって無視

できない有益なものとなるであろう。「〈父〉殺しの教育学は、大人と子供の世代間関係システム全体の中に位置づけて検討すべき主題である」。前掲, 30頁。

(52) 『フロイト著作集3』, 人文書院, 278頁。

[付記]

本研究は、2004年度北星学園大学特別研究費(研究題目:「ドグマ人類学」の教育理論への応用に関する基礎的研究)による研究成果の一部である。

[Abstract]

On Intergenerational Communication (Part 3)

Tsuyoshi SUZUKI

This paper examines Pierre Legendre's theory named "Anthropologie Dogmatique," especially its normative perspective and its logic of "montage," which consists of a mechanism for an institution to realize human development. Legendre discusses this logic of normative dimension as a theory of "Tiers," which derived from a function of human language. He analyzes this argument from the viewpoint of the Freudian problematic of Oedips Complex as a cultural logic of "Interdit." "Image, it is a Dogma," he notes. This suggests that human identity is situated in the triangle structure of "sujet," "Miroir," and "image." On the other hand, "Theory of Dogma results in a logic of Representation," he says. It is of special importance that the study of human representation should cover the negative elements of the human mind, that is, the dimension of the unconsciousness. By discussing this argument, Legendre critics radically alter a dominant inclination of communication theory and propose a Triangle theory of human communication, namely, "Communication Dogmatique," which makes use of a Freud's conception of "Interdit" and alternative normative logic. This makes a significant contribution to the theme of Intergenerational Communication and philosophy of education.

Key words: Dogmatic Anthropology, Pierre Legendre, Language and Representation, Logic of Tiers, Dogmatic Communication